

青森県報

第三千四百三十四号

平成二十三年
九月二日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による医療機関の指定.....	(健康福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(高齢福祉課)	一
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出.....	(障害福祉課)	二
技能検定試験の施行.....	(労政・能力開発課)	二
保安林の指定予定.....	(林政課)	三
道路の区域の変更.....	(道路課)	三
道路の供用の開始.....	(道路課)	四
建設業者の許可の取消し.....	(土木地域局)	四
選挙管理委員会.....	(同)	五
病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正.....	(同)	五
(事務局).....	(同)	六

告 示

青森県告示第七百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
あおもりデンタルケア	八戸市売市四丁目五の一九	平成三・八・七

青森県告示第七百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年 指 月 日 定
名称	名称	
名称	所在地	
主たる事務所の所在地	所在地	
一般社団法人 権利擁護あおい森ねつと	居宅介護支援事業所あおいもり	平成 三・九・一
弘前市大字鉄砲 町二の二グロ リア初穂三二〇 号	弘前市大字鉄砲 町二の二グロ リア初穂三二〇 号	

青森県告示第七百十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	中央薬品株式会社中央調剤薬局小柳支店	青森市小柳六丁目四の二三	平成三〇・八・五
変更後	中央薬品株式会社中央調剤薬局小柳支店	青森市小柳六丁目四の二三	
変更前	中央薬品株式会社中央調剤薬局桜川支店	青森市桜川四丁目二の一	
変更後	中央薬品株式会社中央調剤薬局桜川支店	青森市桜川四丁目二の一	

青森県告示第七百二十号

平成二十三年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック

ツク成形

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事）、機械検査（機械検査）、機械保全（機械系保全、電気系保全、設備診断）、電気機器組立て（シーケンス制御）、半導体製品製造（集積回路組立て）、自動販売機調整（自動販売機調整）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て）、農業機械整備（農業機械整備）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）、和裁（和服製作）、帆布製品製造（帆布製品製造）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造）、菓子製造（洋菓子製造、和菓子製造）、酒造（清酒製造）、建築大工（大工工事）、配管（建築配管）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事）、ガラス施工（ガラス工事）、機械・プラント製図（機械製図手書き）、電気製図（配電盤・制御盤製図）、塗装（鋼橋塗装）

3 三級

機械検査（機械検査）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て、シーケンス制御）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）、和裁（和服製作）、建築大工（大工工事）、配管（建築配管）

4 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事）

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十三年十二月五日（月）から平成二十四年二月十九日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十四年一月二十二日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス

入施工

(2) 三級

機械検査、電気機器組立て、配管

(二) 平成二十四年一月二十九日（日）に実施する職種

(1) 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立

て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紙器・段ボール箱製造、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図

(3) 三級

冷凍空気調和機器施工

(二) 平成二十四年二月五日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、帆布製品製造、建築大工、電気製図、塗装

(2) 三級

和裁、建築大工

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。
青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十三年十月三日(月)から同月十四日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

2 受検申請書の提出先
青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八 五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第七百二十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡田子町大字遠瀬字大曾利一六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。()

青森県告示第七百二十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字六ツ橋七二の一・七二の二・七二の六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。(

青森県告示第七百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
1	国 道	三三三八号	むつ市川内町大字松川字川代四三の四から むつ市川内町大字松川字川代一七の二まで	一六・六〇メートルから 一一・九八メートルまで	一九・七五メートルから 一三・三八メートルまで	一九一・四〇メートル	一九一・四〇メートル	

青森県告示第七百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日
県道 五所川原岩木線	弘前市大字鼻和字岩井五二の一から 弘前市大字八幡字平塚一六の三まで	平成三〇・九・二

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社十和田浄化槽センター
- 二 代表者の氏名 竹達 幸雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東十四番町四一の一六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五〇〇四四七号

五 取消年月日 平成二十三年七月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年六月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社コーヨー建設

二 代表者の氏名 吉村 和子

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町二川目三丁目二九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一一五四五号

五 取消年月日 平成二十三年七月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年六月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社青森三広

二 代表者の氏名 神園 靖子

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四六四の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五〇〇二七四号

五 取消年月日 平成二十三年七月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年六月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 友住設備工業株式会社

二 代表者の氏名 橋場 敏

三 主たる営業所の所在地 十和田市東十六番町五一の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一三八七九号

五 取消年月日 平成二十三年七月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青森テクノロジー
- 二 代表者の氏名 山崎 龍之祐
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎二七一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五〇〇〇二四号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十三年六月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 沼岡建設株式会社
- 二 代表者の氏名 沼岡 信昭
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市緑町二丁目一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第七一一号
- 五 取消年月日 平成二十三年八月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長 老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

梅村病院	大字石渡一丁目一の六	を
財団法人鷹揚郷腎研究所弘前病院	大字小沢字山崎九〇	を
財団法人鷹揚郷腎研究所弘前病院	大字小沢字山崎九〇	に、

二の表中

こだまショートステイ	七戸町字道ノ上五四の七一	を
こだまショートステイ	七戸町字道ノ上五四の七一	を
天寿園ショートステイ	七戸町字舟場向川久保三〇八	に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------